

審 査 基 準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 4 第 1 項
処 分 概 要：教習射撃場の指定
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 1 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 47 条（教習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、第 49 条（教習射撃指導員の基準）、第 50 条（教習射撃場の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 47 条第 1 号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間：30 日以内
申 請 先：申請書は、射撃場の所在地を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線 3415）
備 考：